

論文

日本ハリストス正教会の教会法的地位設定問題

— 第二次世界大戦後の歴史に関する考察 —

スハーノワ ナタリア*

はじめに

日本ハリストス⁽¹⁾正教会とは、現在約1万人の信徒を数え、日本全国で数十の教会と会堂を所有している東方正教系の教団である。そもそも明治初期にロシア人の宣教師聖ニコライ（カサトキン）の働きによって「在日ロシア正教伝道団」として樹立されたこの組織は、20世紀において非常に複雑な歩みを辿り、ロシア正教会（別称「モスクワ総主教庁」Московский Патриархат）との関係が一切途絶えていた時期が長期に渡ったこともあった。念のため東方正教の構造についてみておくと、世界には、唯一の信仰を守りながら、行政的に完全に独立している教会（いわゆる「アフトケファリア」）が十数箇所存在しており、それらより小さい組織は当然、「母教会」たる（つまり、過去にその組織を設立した）「アフトケファリア」教会に所属すべきものとされる。この所属には幾つかの段階（司祭管区、主教管区、府主教管区など）があり、「アフトケファリア」に最も近いのは自治教会（「アフトノミア」）という地位である。日本正教会の20世紀における歴史を概観

すれば、この教団は、1917年のボリシェヴィキ革命以降ソヴィエト政権のもとにおかれたロシア母教会との関係が事実上殆ど途絶えてしまった。さらに1930年代末から日本の軍国・国粹主義的政権によって行なわれた「精神総動員」キャンペーンの影響によって、日本正教会は1940年にはモスクワ総主教庁と「絶縁」という旨の正式な決議を採択し、その代わりに、ソ連から亡命したロシア人によって組織された「在外ロシア正教会」の極東府主教管区の管轄に入った。第二次大戦が終結すると、日本正教会の総務局はモスクワ総主教庁との関係を回復することを目指した。しかし、米ソが対立し始めたため、占領軍司令部の圧力によって別の正教教団、所謂「在米メトロポリア」から主教を受け入れ、これによってメトロポリアの教権下に入ってしまった。この決して正常といえない所属は、20年以上続いた。

1970年、日本正教会はようやくモスクワ総主教庁との公式的な関係を回復し、モスクワ教権によって自治教会として認められ、モスクワ総主教庁に所属する自治教会として現在に至っている。その意味で1970年は日本正教会の現在の

* 早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年（指導教員 島 善高）
早稲田大学社会科学総合学院 助手

あり方の出発点であり、この教団の歴史を考察するには看過できない道標であるといっても過言ではない。しかし、最近の10年間に国内では、20世紀前半において日本正教会がロシア母教会から乖離していくプロセスに焦点を当てる研究が益々盛んになされるようになってきた⁽²⁾。一方で、1970年における母教会との関係の修復及び自治権の獲得にかかわる諸問題を本格的に取り扱っている研究は、現在でも見当たらない。本論は、最近の研究におけるこうした不足を補うことを目的とするものである。

第1章では、在米メトロポリアの設立および日本正教会の同教団への併合による「教会法上の非合法性」問題を検討する。次に、第2章ではそれに関連する日本正教会の自治承認権の所有問題を考察し、日本におけるモスクワ所属の集団の教会法上の優先とその実情における問題を明らかにする。第3章では、1969年における在米メトロポリアとモスクワ総主教庁との関係の正常化に至るまでの経緯を分析し、それが日本正教会にもたらした結果を明確にする。そして第4章では、日本正教会のモスクワ総主教庁との関係の修復をめぐる交渉のなかで最も重要な局面となった1969年11月26～28日東京教会会談の具体的な過程を考察し、そこにおける日本正教会の教会法上の地位問題の「自治」という形での解決、及び日本正教会の自治権の正式承認に至るまでの経緯を明らかにする。そして以上をふまえ、最後に日本正教会にとっての自治権の意義を考察する。

第1章 在米メトロポリアへの併合による日本正教会の「教会法上の非合法性」問題

日本国内の今までの文献では、1970年に日本正教会に起った最も重要な変化として、自治権の取得そのものの方が重視されるという傾向がある⁽³⁾。しかし、本論ではまず、この自治権の取得がそれだけで自己完結した問題なのではなく、あくまでロシア母教会との教会法的な関係の修復によるものであったことを明確にしておきたい。その理由は、母教会との縁を失った教団が、いわば「教会法上の非存在」の状態に陥ってしまうという正教の考え方にある⁽⁴⁾。それに対して母教会との関係の修復はこの「非存在」、つまり教会法上非合法的な状態から正規とされる状態への回復を意味する。即ち、この必須条件が整っていないかぎり、両教会の間には、自治の承認をめぐる正式の対話（またその他いかなることに関する対話）も全く不可能である。

この日本正教会の「教会法上の非存在」はいつから生じたかといえば、一般には、その起源は1940～1941年にあると考えられる。当時の「精神総動員」キャンペーン、特にその一環として1939年に公布された「宗教団体法」の影響によって日本正教会は、1940年7月にモスクワ総主教庁への従属を独断で廃止し、2ヶ月後にはロシア人であった正式な首座主教セルゲイ（チホミーロフ）を引退させた⁽⁵⁾。1941年4月に関東軍本部は、ハルビンを中心としたロシア系の正教満州主教管区の主教らに圧力をかけて、軍部にとって望ましい候補者であった日本正教会の司祭ニコライ小野帰一を最初の邦人主

教に叙聖させた。また、日本正教会は1941年7月18日に開催された臨時公会において、小野主教を教団長として承認することを強いられたのであった。以上の経緯を通じて日本正教会も満州の主教らが所属していた教団、モスクワ教権を認めていないロシア亡命者系の「在外ロシア正教会」（在外シノド）⁽⁶⁾の管轄下に移ってしまった。ただし、ロシアの全ての国民と共に大祖国戦争（ソ連とナチス・ドイツの大戦）に巻き込まれたモスクワ総主教庁が、それに対して日本正教会に何らの処分（聖務執行の禁止など）を与えることはなかったようである⁽⁷⁾。

そのうえ1945年末には、日中戦争の終結に従い、日本正教会が戦中に従属していた在外ロシア正教会極東府主教管区の主教らはモスクワ総主教権を承認した。それは、日本正教会に対しても自動的に母教会の懐に戻る道を開く出来事であった。そこで、日本正教会の総務局及びニコライ小野主教は当初この機会に乗じて、1946年3月27日にモスクワ総主教庁へ帰属の請願書を送り、すぐさまモスクワの総主教アレクシイ（シマンスキイ）から「愛をもって関係回復を承認す」という返信電報を受けた⁽⁸⁾。この事実からすれば、1946年半ばの数ヶ月間にわたって日本正教会は、形式的にも母教会の管轄に戻ったものと見なされるべきである。しかし、当時の政治的激変を無視できない立場にあった日本正教会の総務局は、1946年の秋頃には、同年4月に引退させられたニコライ小野主教に代わる主教を、モスクワ総主教庁からではなく、以前には何等の関係もなかった別の正教教団、いわゆる「在米メトロポリア」から受けることにした⁽⁹⁾。1947年1月に在米メトロポリアがベニアミン（バサレイガ）主教を日本へ派遣し、同月

20日に開催された日本正教会の臨時公会はモスクワ総主教庁への帰属に関する公会の決議を覆し、在米メトロポリアの管轄に所属することを決定した。

この教団は、もともとはアラスカとアリューシャン列島におけるロシア人、ヴァラアム修道院から派遣させられた修道士たちの地元民向けの伝道活動によって樹立されたものである。しかし、1867年、ロシア政府はアラスカを米国に売却し、同時にロシア帝国の西部からロシア人、ウクライナ人、またルシン人の貧農層がアメリカに移民し始めた。これにより、アメリカの全領土（特に西方の諸州）に移住した正教信者に対する支援が、北米正教管区の主要目標となっていった。19世紀末になると、アメリカにはギリシアとバルカン半島のスラヴ系諸国からの移住民や、アラブ系正教信者など、正教を守る様々な民族集団が集まり、これらはいずれもロシア正教会の北米主教管区に所属していた。

しかし、ボリシェヴィキ革命（1917年）の影響から、ロシアからの亡命者の増加によって在米管区のロシアの色彩が濃くなると、他の民族の信徒たちは、それぞれの母国の地方正教会の管轄に転属した。その結果、アメリカの正教はいくつかの管轄に分かれてしまい、ロシア正教会下の主教区は、アメリカにおける全信徒を統括する唯一の教団ではなくなった。1920年代の半ばにおいて北米主教区はモスクワ総主教庁との関係もロシア亡命者系の在外ロシア正教会との関係も断たれ、1933年にこの教団に対抗するモスクワ総主教庁所属の在米「エクザルハート」（在外管区）が設立される。それに対して、北米主教区の新教団長フェオフィル（バシュコフスキイ）府主教が1934年に形式的には在外シ

ノドとの縁を回復させ、1937年、アメリカにおいて11の主教区からなる在外ロシア正教会下の「在米府主教管区」、すなわち在米メトロポリアが設立されたのである。

第二次大戦が終わると、多くの信者と聖職者の中で母教会との精神的関係の復帰が望まれるようになる。しかし、メトロポリアの指導部は1946年に「在外シノド」への従属を廃止するが、モスクワ総主教庁との関係の回復を実現させようとはせず、1947年11月22日におこなわれたメトロポリアの宗主教会議では、「教会生活では完全な自治を実践しながら、これまで通りの基盤に立って営む」⁽¹⁰⁾との決議が下される。こうして、在米メトロポリアとモスクワ総主教庁との和解の試みは不成功に終わった。

なお、1947年1月20日に開催された日本正教会の臨時公会は、「米国正教会フェオフィル府主教の管区に属し其の指導と援助を給はらん」⁽¹¹⁾という決議を採択し、さらにモスクワ総主教庁との連携の白紙撤回を決めた⁽¹²⁾。(この判断は、在米メトロポリアそれ自体の指導部より早かったことは注意すべきであろう)。そして、在米メトロポリアが日本正教会に依って、メトロポリア管轄の「東京主教管区」の首座主教を任命したのは1948年3月のことであり、モスクワ総主教庁との絶縁が確実となった後のことである。この時点から、日本正教会がモスクワ総主教庁からみて違法的な存在、「分離派教会」となったことは確かである。

第2章 日本正教会自治承認の権利所有問題およびモスクワ総主教管轄下反対派の教会法上の優位

実際には、敗戦以前の時代から日本正教会が

常に認識していた根本的な問題の第一に「独立」であり、少なくともこの教団の内治によって自律を行う権利の公式承認ということであった⁽¹³⁾。そして戦後期においてでも、日本正教会の聖職者と信者には彼らの教会が自主的な存在であるという認識は完全に消えたものでもなく、在米メトロポリアのヒエラルキーもこの事実を理解していたわけである。しかし、在米メトロポリアへの日本正教会の服属は教会法にも伝道史にもよらず、単に国際政局の展開から生じた偶然的なものであったため、メトロポリアの主教らには日本正教会の法的な地位を変更する権利も意向もなかった⁽¹⁴⁾。当時の日本正教会の資料は、メトロポリアについて「母教会」ではなく「姉妹教会」という表現を採用している⁽¹⁵⁾が、ここで指摘すべきなのは、「姉妹教会」という表現は正教会法において従属の関係を表すものではないということである。この曖昧な表現を用いることによってアメリカの主教らは、日本正教会のメトロポリアへの服属問題を教会法の側面から一切取り除こうとしていたことが窺われる。

教会法によれば、以上の日本正教会の「独立」問題を取り扱う権利を所有しているのは、いくら「赤教会」として批判されようとも、モスクワ総主教庁という母教会のみであった。だからこそ、戦後、国内での活動において依然として多くの側面で束縛されながら、ソヴィエト政権によって国際宗教界でソ連の好ましいイメージを作る働きを強いられていたモスクワ総主教庁は⁽¹⁶⁾、日本正教会を自らの管轄に戻そうとされていたが、そのためにはとりあえず、戦前にセルギイ（チホミーロフ）府主教が取り上げた日本正教会の自治問題に注意を向けたのであ

た。以後20年余りにわたって、両教会が関係を修復する場合にロシア母教会は日本の「子の教会」に自治権を与えることができる——逆にいえば、その関係が絶たれた状態が持続すれば、日本正教会の前途には教会法的な自治を取得するという可能性は全くなくなる——という主張は、モスクワ教権の日本正教会をめぐる在米メトロポリアとの対立においては前者の最も有力な論拠であったと思われる。

ここで注意すべきは、いま考察している時期において日本にはモスクワ総主教庁を承認している少数の反対派も存在していたという事実である。この反対派が成立したのは1947年の初頭のことである。同年1月に日本正教会臨時公会によって決議されたメトロポリアへの帰属を、在京ロシア人のコミュニティの一部（主に、戦後にソ連の国籍を取得した人々）は認めなかった。彼らはモスクワ総主教庁の教権下に戻ることとし、ソ連の外交官の斡旋によって帰属およびソ連からの聖職者の派遣に関する、百以上の署名を集めた請願をモスクワ総主教アレクシイに申し出た⁽¹⁷⁾。けれども、モスクワはもちろん帰属を認めたが、前年12月にアメリカ占領軍最高司令部が、モスクワ総主教庁によって出張を命ぜられた2人の主教に渡日ビザを与えなかったという経験が既にあったため⁽¹⁸⁾、進駐軍が日本に残っている間にはソ連から聖職者が入国できないということは明白であった。だから、程なく別個の教会を設置することにしたロシア人の信徒たちは、この教会で奉神礼（正教の礼拝）を行うためにやむをえず、「軍閥と迎合して我教会を攪乱したる者」および教会の「財産に付著して不徳行為ありと非難せらるる者」⁽¹⁹⁾として日本正教会からすでに追放されて

いた聖職者を受け入れたのであった。この聖職者は、終戦直後上京した旧長崎管轄司祭アントニイ高井とニコライ小野主教⁽²⁰⁾であった。

このグループの構成からみれば、「不可分の一体」とは決してならない状態であった。実際、そこにはロシア母教会と一致したいロシア人と共に、「親ソ」であることからより日本正教会内の葛藤の結果として日本正教会の教権から離れた日本人も含まれており、いわば彼らに対してある種の「避難所」ともなっていた。だからこそ、ロシア正教会にとってその母教会に忠誠を守っていた唯一の集団は、いずれにせよ非常に貴重な存在ではあったが、他方では、1940年代末から1970年にかけてこのグループの有力者のモスクワ教権との関係はなおも順調であったわけでもなく、彼らの態度はモスクワ総主教庁と日本正教会との対話を促進するというより、逆にこれを妨げるものになっていたことも事実であろう。

この日本における両教団との間の対立は特に1960年代末に緊張していく。その背景には、東京・駿河台にある東京復活大聖堂（通称はニコライ堂）の土地問題をめぐる教会内紛であった。即ち、当時の日本正教会長ウラジーミル（ナゴスキイ）主教及び教団の宗務局は1964年に日本正教会の経済的な問題を処理するために、ニコライ堂の地所の一部を売却することにしたが、売り出された土地に建っていた神田教会の管轄司祭イオアン吉村及びニコライ堂の境内にある正教神学校の学監アレクサンドル真鍋はそれに反対し、モスクワの管轄に移転した。そこで彼らは、同派を基にして1940年以後事実上存在していない「在日ロシア正教会伝道団」（ミッション）を再開し、このミッション

の名義で日本正教会に対しては、ニコライ堂とその土地の所有権利を取り戻すように（この地所は、そもそも「ミッション」の名義で租借されているものであったため）裁判を起こし、日本正教会が総主教庁に対し早急に和解を求めるようにさせる計画をモスクワ教権に提議したのであった。これに同意した総主教庁は1967年10月に「在日正教伝道団」を再び設立し、当時の教団長ニコライ佐山大麓を同年12月に「東京及び全日本の主教」として叙聖した。それから主教となった佐山主教は、日本正教会に対して実際に訴訟を起こしたのであった。佐山自身は、「訴訟の目的は政治的な理由であり、在米メトロポリアの分離教会に左右されている日本ハリストス正教会をできるだけ早く正統正教会のふところに帰らせることである」ことを強調していた⁽²¹⁾。しかし、実際にはこのような反対派の行動はむしろ日本における両教団の聖職者と信者の間に更なる抵抗感を強めていくものであったため、それが米・ソ管轄の和解に寄与しうるか否かは疑わしいものであった。

第3章 日本正教会のモスクワ総主教庁との関係の修復までに至る経緯

在米メトロポリアの合衆国における地位は、1960年代末においても明確化されないまま低迷していた。正教に固有の、ある地方に移住している全ての信者は民族を問わず唯一の教会となすべきであるという「地方教会」のコンセプトに反して、第1章に既に述べたように、ロシア革命後アメリカにおいては幾つかの別個の管轄が同時に存在していた。そのなかで在米メトロポリアは最も大きな教団であり続けていたが、1960年代にはコンスタンティノーブル総主教庁

下の在米ギリシア大主教区という組織も、アメリカの正教の世界においてますます重要な役割を演じるようになっていった。特に1959年にこの組織長となったイアーコヴォス（ククーリス）大主教⁽²²⁾は、ギリシア正教をギリシア人のディアスポラ（離散）の枠組みから脱せしめ、アメリカの宗教界においてより顕著な存在となるように努力していた。

1960年にイアーコヴォス大主教の主催でSCOBA（在南北米正教主教らの常会議）という組織が設立され、この首長はイアーコヴォス師自身となった。当組織は、アメリカの両大陸⁽²³⁾におけるそれぞれの正教教団の間の諮問機関としてそれらの相互理解を深め、協力を促進すべく樹立されたものであるが、コンスタンティノーブル総主教の影響を伝導するために重要な手段ともなっていたと思われる。とりわけ、ギリシア大主教区はSCOBAの構造を利用し、自らの教団を中心にして全てのアメリカにある正教組織を統合させ、次いでこの新しい総合団体がコンスタンティノーブル総主教によってアメリカにおける単一の独立正教会として承認されることを希望していたであろう。この場合には、その新しい地方教会を成立させた全ての正教集団は必然的にコンスタンティノーブルの影響範囲に入り込んでしまうという結果も予想できるものであった⁽²⁴⁾。

しかし、以上のような過程はモスクワ総主教庁にとっても在米メトロポリアにとっても決して好ましいものではなかった。そのため、1960年代の半ば以降在米メトロポリアのリーダーは、ロシア母教会との関係を正常化させ、ギリシア大主教区に対してモスクワ教権からアメリカの地方正教会としての完全独立権を獲得する

という計画を明確化していく。この計画の背景には、20世紀の著名な正教神学者の一人、アレクサンドル・シュメーマン長司祭の存在があった。彼は、世界中の正教にとって最も重要な単位となる「地方教会」の概念について論じるなかで、アメリカにおいても唯一の、全ての正教信者を含んでいる地方教会が存在しないことは正常なことではなく、この状態を必ず是正すべきであると主張し、さらにアメリカにおいて、すでに「地方教会」となるための条件が整っている正教教団は、歴史上でも教会法上でも在米メトロポリアだけであることを強調していた⁽²⁵⁾。彼はこのようにして、ロシア母教会の指導部に対してメトロポリアの完全独立権を承認することを説得しようと努力していた。なお、1969年になってモスクワ総主教庁渉外局長ニコディム（ロトフ）府主教とシュメーマン師などのメトロポリアの代表者との接触は、成果をあげた。すなわち、モスクワ総主教庁が漸く、在米メトロポリアに「アフトケファリア〈完全独立権〉」を与える同意を表したのである。

ただし、そのための一つの条件として、メトロポリアが日本正教会の管轄を停止するということが提示された。この条件がメトロポリアの代表者によって受け入れられたのは、同年8月24～25日にジュネーブで行なわれた最初の公式会談であった。当時メトロポリアの事務に関して助手をしていたアラスカの主教フェオドシイ（レイザー）⁽²⁶⁾は後に交渉の過程を回想した際、「アフトケファリアに関連している問題の一つ、日本正教会の法的地位であった。〈中略〉交渉の進展中には、我々が、ロシア正教会の他の一部〈の管轄権〉を主張する余地がないことが明

確になった。我々は『帝国主義者』に見えることを避けたいと考えていた」と述べている⁽²⁷⁾。しかし当時の段階においては、日本での在米メトロポリアの管轄中止は決定されたが、日本正教会のそれ以後の具体的な地位はまだ決まっていなかったというのである。メトロポリアの渉外局長キプリアン（ポリセーヴィッチ）主教と共に交渉を指揮していたアレクサンドル・シュメーマン師のジュネーブ会談についての報告には、日本正教会の将来がジュネーブで「周到に」審議されており、それに関して「基本的な同意」に至ったが、正式には何等の決議も採択されていなかったと書かれている⁽²⁸⁾。しかし、モスクワ総主教庁下の在米エクザルハートの聖職者が当時モスクワに提出した報告において既に、「当然のことながら日本正教会が自らの上にモスクワ総主教庁の管轄を認め、その全教会が完全な自治を得る」⁽²⁹⁾という前途が描かれていたことから、在米メトロポリアの管轄廃止後の日本正教会の教会法上の地位は、実際にはほぼ確定していたことが窺われる。それでも、最終的には、両者はその問題を交渉の次の段階となる、11月に東京で開催される会議において決定することを約定した。

特筆すべきは、日本正教会それ自体も反対派（ミッション）も、数ヶ月間続いていた交渉については何ら報告を受けていなかったことである。やっと東京で会談を行なうことが決まってからメトロポリア長イリネイ師は、会談の時に「日本正教会が自らの将来の法的な地位も含んでいるこれらの諸問題に対しては、自由に自らの見解を表せるように」、日本正教会の首座主教とその聖職者に、上記の交渉結果を知らせるためにシュメーマン長司祭を日本へ派遣し

た⁽³⁰⁾。彼の6日間の東京での滞在のうちには、宗務局会議と2回の緊急司祭会議（9月10日・12日）が招集された。「非公式」で行われるとされたそれらの集会では、アレクサンドル師がどのようにして事情を説明したかを、正確に知らせる資料は残っていないようであるが、12日の司祭会議の結果として作成された「メモランダム」からわかるように、彼が寧ろ日本正教会の大幅な自主性、そしてそれがようやく正しい教会法上の形で定着される筈であるということ強調したことが推測できる。その文書では、「1世紀に亘る絶えまない、日本に土着した活動とその性質とは、教会の政策と組織と財産に対する完全な責任かつ自治（self-governing）又は自治独立・単一（autonomous）教会としての地位を獲得する事を絶対に必要とする」ものであることが述べられた。確かに「日本ハリストス正教会教団は、此の地に正教信仰をもたらした祝福せらるべき大主教ニコライの使徒的熱情を通してロシアの母教会を常に記憶している。又日本の正教会の歴史上の困難な時期に際して寛大な援助をおしまなかったアメリカの教会に対しても常に感謝を忘れるものではない」ことも認められたが、その「感謝の意を表する最良の方法は完全に成長して全世界の教会の完全なる一員となる事である」と主張された。そして具体的にこの地位が「自己の主教達を選出し、叙聖する権限を保有する事によって表現される」ことが述べられ、同時にモスクワ総主教庁の管轄を認め、モスクワ総主教庁からこそ自治権を仰ぐ必要性が全く挙げられなかったのである⁽³¹⁾。

シュメーマンの帰国後、11月の会談のための準備として10月19日に日本正教会の臨時公会が

開催された。そこでヴラジミル主教は、日本正教会がこれから「日本の土地で独立する」⁽³²⁾ことを宣言したけれども、彼もそれに伴うモスクワとの関係修復の必要性については一言も触れなかった。主にメモランダムの規定によるヴラジミル主教の発言では、会談の際に独立権を得るためには日本正教会に邦人主教の選立が必要となり、また教会に総計で3人の主教が存在することが望まれていたため、公会の最も重要な目的は新しい主教の選挙であるとされた⁽³³⁾。とはいえ、公会代議員は、9月末にアメリカで行なわれたメトロポリアの主教会議によって既に可決された2人の新しい主教候補を検討するように要請されたため、この選挙は事実上この2人の候補者を承認するだけのものであった。両者はウラジーミル主教自身によって推薦されたものであり、また「邦人主教」となるべく1人目の候補者（以前に2年ほどアメリカ・ペンシルバニア州の聖ティホン修道院で修業した、34歳の鹿児島教会の管轄司祭ワシリイ永島新二）に対しては、彼を早期に叙聖することはアメリカの主教らによって決定された⁽³⁴⁾。正教では主教になる資格を修道士しかもっていないため、臨時公会の前日に両者はヴラジミル主教によって剪髪された。フェオドシイという修道名を受けた永島は、11月2日にヴラジミル主教とそのためにわざわざ来日したサンフランシスコの大主教イオアン（シャホフスコイ）によって京都の主教（補助主教）に叙聖された⁽³⁵⁾。

さらに10月19日臨時公会の最後には、11月会談に関して幾つかの決議案が採択された。それらの中で最も重要でもあった項目は「日本ハリストス正教会は早期に独立を期する」⁽³⁶⁾というものであり、モスクワ総主教庁との関係問題は

そこにも全く言及されていなかった。新しい主教の叙聖を通じて「日本の教会が早期に三人の主教を戴いて、自治独立、完全なる独立の教会になっていく」とヴラジーミル主教は公会において繰り返して述べていたが⁽³⁷⁾、彼のこの発言は、モスクワ・メトロポリアとの関係の正常化後の日本正教会の地位に対するごく曖昧な示唆にとどまっていたことを指摘せざるを得ない。

10月19日臨時公会のこの議事録については、一ヶ月前アレクサンドル・シュメーマン師が、日本正教会とモスクワ総主教庁との今後の関係の成り行きをいったいどのように説明したのか、という問いを禁じえない。恐らくシュメーマン自身が書いた英文原稿の訳書である「メモランダム」においては、日本正教会の今後の地位は「アフトケファリア」ではなく、「自治 (self-governing) 又は自治独立・単一 (autonomous)」教会として描写されたが、自教会以上の最高教権を承認する必要性の有無における「アフトケファリア」と「アフトノミア」との根本的な行政上の相違は、日本聖職者によってどれだけ理解されたのか。無論、両方も基本的に教会の自律を意味するものであり、アフトケファリアの一段下にあるアフトノミアは、前者の導入のための準備段階であることもいえるであろう。両者の相違よりは、シュメーマン長司祭はその類似を強調しようとしたのか。また、当時の段階で日本正教会の今後の地位がまだ公式にはっきりとされていないことからすれば、彼が、間もなくメトロポリアから離れ自らの道を歩むことになる日本正教会を、「自治」という目的に固執させず、11月の会談においてこの教団が抱えていた希望を自由

に表明することを奨励しようと思い、彼らにいわば「白紙委任状」を譲り渡した可能性も推測できるであろう⁽³⁸⁾。或は単に、会談に先立って日本人正教会の聖職者に、彼らの教会がこれからモスクワに帰属することになることを知らせれば、それは日本正教会に不満を引き起こし、会談の開催の妨げとなる可能性もあると考えており、それを避けようとしたのだろうか。それとも、問題はシュメーマンの説明においてではなく、日本聖職者が、彼が述べた「自治」の意味を正確に把握しなくなかった⁽³⁹⁾ ことにあることも考えられるであろう。

なお、モスクワ教権下のミッションに関していえば、この教団は最後までモスクワ総主教庁から交渉について上記のような曖昧な説明さえも受けておらず、11月会談に先立って日本正教会に行なわれる活動を、教会法上違法的な「完全独立」(アフトケファリア)を声明するための準備として受け取っていた⁽⁴⁰⁾。こうした状況に鑑みれば、1969年11月26～28日に行われる米・ソ・日の教会会談の結末が日本における両教団にとって意外なものとなったのは驚くにあたらぬ。

第4章 1969年11月26～28日の米・ソ・日の四者教会会談 —— 日本正教会の教会法上の地位をめぐる討論とその解決 ——

11月26日にモスクワ総主教庁、在米メトロポリア、日本正教会およびモスクワの在日正教伝道団(ミッション)の代表団は東京法曹会館に集まった。会談を開会させたモスクワ総主教庁渉外局長ニコディム府主教はジュネーブで結ばれた協定書を読みあげ、それに「アメリカ正教

会メトロポリア派が日本の正教会を支配することは教会法違反である」と明確に述べた。「これは大戦の残した偶然の産物で誰人にも罰はない」ことを認めながら、彼は、「一日も早くこれを是正すべきである」ことを宣言した。メトロポリア側からアレクサンドル・シュメーマン長司祭はこの主張におおむね同意を表した上、「今は事態は一変し日本正教会の大多数の者は日本正教会教団が独立自治することを希望している」ことを指摘し、この点について是非とも了解してもらいたいことを述べた⁽⁴¹⁾。

次に、日本正教会の代表団長ワシリイ武岡長司祭が、以下の日本正教会の要望を内容とする決議書を朗読した。

- イ、日本正教会はロシアにもアメリカにも属せず完全なる自治独立教会となること。
- ロ、日本正教会の主教は日本独自の意思により選立する。
- ハ、日本正教会の財産は誰人〈何人〉の干渉をも受けず日本正教会自身の手において管理する。
- ニ、ロシア正教会に帰属する日本伝道会を直に閉鎖する。
- ホ、ニコライ教団に対する全ての裁判訴訟を直に取下げる。
- ヘ、日本正教会佐山派の聖職者については当方に於いて善処することを約束する⁽⁴²⁾。

このように日本正教会は自治でなく、完全独立（アフトケファリア）の承認を要請し、更には従来から存在してきた、日本においてモスクワ教権を代表しているグループ（ミッション）すべて抹消してしまうように要求したのであった。

これらの要請は、当然ミッション長ニコライ佐山主教の激しい抵抗に突き当たった。彼は次のように抗弁している。

ニコライ堂派の人々は先ず何よりも先きにカノン〈教会法〉に従い母教会に復帰合一すべきである。これなくして一切の話し合いは無意味である。然るに彼等は勝手に自治独立を要求するのはまことにおかしい。一教会が独立するには順序と多大な用意を整えることが必要である〈中略〉日本正教会が何の用意も力もなく独立を要求するのは兎戯に等しい。ニコライ大主教〈中略〉の後継者として正式に選立せられた者は私である。ニコライ堂派がニコライ師の物質的、精神的遺産の相続者であると自称するのは何等の根拠なく一種の強奪である⁽⁴³⁾。

しかしながら、日本正教会側はミッション長の発言に傾聴しなかったことは言うまでもないが、そのみならず、ミッションの代表団と交渉することを一切辞退し、佐山主教たちが会談場を去るまでにモスクワとメトロポリアの代表者とも何等の交渉を続けることをも拒絶した⁽⁴⁴⁾。こうして会談の第一日は「ほとんど決裂状態」に終わった、と日本正教会の議事録に記されている⁽⁴⁵⁾。またミッションの代表の一人、アレクサンドル真鍋はミッションの機関紙『日本正教』に載せた報告において「会談はお流れとなった」と書いた⁽⁴⁶⁾。だが、彼によればここで全体の終わりだったのであるが、実際には日本正教会からすれば、交渉が始まったところであった。

なぜなら、翌日の会議の初めにはニコディム府主教はミッションの代表団を排除することに賛成し、3者のみ（総主教庁、メトロポリアと日本正教会）の間という枠組みで交渉を再開させたからである。日本正教会の代表団員の評価によって、前日に比べ母子正教会の対話は「非常に友好的」なものとなり⁽⁴⁷⁾、そのおかげで両者はお互いに理解しあうことができた。当日の最初には、また完全な独立を要求していたニ

コライ堂の代表者は、「吾々の教会が、ニコライ大主教以来始めから独立を目的としたニコライ大主教の宣教と云うものがあつた〈中略〉それから〈1917年の革命後〉母教会であるモスクワの教会から〈中略〉見放されてどうにもならなくなった吾々の教会は、矢張り吾々の信徒が一致して〈中略〉今日までやって来た、これは〈中略〉事実上の独立である」⁽⁴⁸⁾というように論じた。ニコディム府主教は日本正教会のこのような主張に理解を示した。しかし彼は新たに、(一)モスクワ総主教庁が日本正教会に対して「自治」という法的な地位を定めたのは、しっかりと教会法に基いた熟慮の末の決定であり、(二)それ故、会談において幾ら論争してもモスクワ総主教庁はその態度を変更しない、ということを確認した。このようにニコディム師は結局日本正教会の代表団に、彼らの待望の「独立」がモスクワ管轄下の自治という形になることを認めさせたのであつた。ワシリイ武岡局長は、交渉の結果を次のように評価していた。「大体吾々の要求したことはアフケファリヤの〈を〉要求した〈ことと〉同じ結果になって居ります。名前だけが少し吾々の最初希望したのと違う〈中略〉之は吾々が、実質を取つたと云う形になる」⁽⁴⁹⁾。またそれに同感していた桜井顧問者は、このように述べた。

実は日本正教会の代表団員の評価では、日本正教会の当初の要求にそぐわない項目は、ただミッションの閉鎖に関する問題であつた。ニコディム府主教自身はそもそも、日本正教会がモスクワ総主教庁に復帰する際に日本の両教団も和解し同一の教会に合体し、そしてニコライ佐山主教とその他のミッションの聖職者が、日本正教会でも同じく神品つまり聖職者とし

て認めてもらうことを見積もつていた⁽⁵⁰⁾。しかし、会談の第1日にそれが不可能であることが明らかになると、ニコディム府主教はこの組織をモスクワ直管轄の「ポドヴォーリエ」(Подворье: 分院)に改造するという代案を提示した。日本正教会代表団は、この案を余儀なく認めさせられた。勿論、ミッションのメンバーたちにとっては、こうした判断でも破局を意味しているものであつたといえる。20数年にわたつて自らの集団を日本正教会に対して唯一の、教会法上合法的基盤に基いた存在への門として位置づけたこの少数の教団は、ロシア母教会の懐に帰らせようという目的を提唱しながらメトロポリア管轄下の日本正教会と公然と戦つていた。この闘争への動機には恐らく、ミッションの指導者たちの個人的財政的利益と満たされない野心も含まれていたが、長い間在米メトロポリア所属の日本正教会に影響を与える別的手段を持っていなかつたモスクワ総主教庁とはかく、この闘争においてミッションを支持していた。しかし、1969年の在米メトロポリアとの交渉がモスクワ教権に日本正教会自体との関係を「無血で」修復する可能性を齎したことによって、日本正教会の聖職者と信者に一層頑強な抵抗を引き起こしてゆくミッションの妥協不能の態度は、ロシア母教会が子の教会との対話を始めることを妨げるだけのものとなつた。従つて11月の会談の際には、ニコディム府主教はミッションの狭い利益をロシア正教会の統一性をなるべく早く復興させるという目的のために犠牲にしたのであつた。

なお、11月会談の諸決議は、12月19日に開催された次の日本正教会臨時公会によって可決された。とりわけ、この公会はモスクワ総主教に

自治権の承認に関する公式の請願書を出すことを決定し、この文章の中では以下のように述べられていた。

大主教ニコライ自身、並に其の後継者たる府主教セルギイ〈チホミーロフ〉は事業と伝導とを以って、吾が教会を確立し、外国の利益と干渉を離れた独立教会として成長すべき日本ハリストス正教会としました。冷厳な戦前の政治条件、それに次ぐ戦争の破局、又其の結果は、日本ハリストス正教会に対し、正常な教会法的な条件に於て、正常な成長を続けることを許しませんでした。しかし主は大仁慈を以って、日本の牧群を見捨て給わず、正教ミッションは続けられて居ました。私達は全日本ハリストス正教会を代表し、本書簡において聖下に対し〈中略〉自治教会を日本に自立することを請願致します。〈中略〉日本正教会の行政的、財政的独立は、目下の条件に於ては、他の何等かの行政方式よりもすぐれて居り、今后吾国に於ける正教の発展に寄与し得るものであります⁽⁵¹⁾。

1970年4月2日に日本正教会の代表団がソ連に到着し、同月10日に聖シノドの拡大総会において、在米メトロポリア⁽⁵²⁾の完全独立権および日本正教会の自治権の承認に関する決議は遂に正式に採択された。さらに、この会議は日本正教会の創立者ニコライ（カサトキン）大主教を列聖することにした⁽⁵³⁾。このようにロシア母教会は、日本正教会の自治権の法的な形成にとどまらず、新立の自治教会に、その精神的な基盤を祈祷によって堅固にする自らの聖人がいることをも保障したのであった。そして、4月12日、日本正教会の代表団はモスクワ総主教アレクシイに謁見し、ついに、長い間待ち望んでいた「トモス」を受けとり、自治を獲得したのである。この公文は、現在も日本正教会の存在の基本になっている。

おわりに

日本正教会の自治権を得るに至るまでの以上の経緯をみれば、この教団のロシア母教会との関係の修復は日本正教会のイニシアチブによるものでもなく、モスクワ管轄下の反対派の活躍の結果でもなく、モスクワ総主教庁と在米メトロポリアとの関係の正常化によって、いわば二次的になされたことといえる。この二つの出来事の密接な関係は、日本正教会の自治権がコンスタンティノーブル総主教庁によって承認されなかったという事実からもわかる。本論で取り上げた在米メトロポリアの完全独立アメリカ地方正教会への転換はコンスタンティノーブル総主教庁とその在米ギリシア大主教区の利益に明らかに反するものであった。このため、コンスタンティノーブルとそれに同意した幾つかの地方完全独立教会（ギリシア正教会など）は1970年に、上記のモスクワ総主教庁がその旧メトロポリアに完全独立権を与える権利に対して異議を唱え、現在もなおアメリカ正教会を「アフテファリア」の教会として認めていない。実際にはこうした立場の教会法上の根拠はかなり曖昧で議論の余地があるものであるが⁽⁵⁴⁾、各教会の利益という見地からすれば理解できないものではない。しかし、なぜコンスタンティノーブル総主教庁は同時に、アメリカ正教会が与えられた独立のレベルに達しておらず、むしろロシア正教会内の構造に関する問題と見なすべきである日本正教会の自治権にも反対したのか。これはおそらく、この自治の承認が在米メトロポリアの完全独立の獲得に関連しているものであったからだと考えられる⁽⁵⁵⁾。

いずれにしても、筆者の考えでは、日本正教

会にとって1969年末に決定され、1970年4月に公式に与えられた「自治」という教会法上の地位は、最も適切なものである。信徒数、教役者数、神学教育の基準、修道生活の発展に関わる諸問題からすれば、日本正教会は1970年当時、何より全世界の正教会に対しての重大な責任を意味する「アフテファリア」（完全独立）という地位を占めるためには諸条件が整っていない状態にあり、またこの状態が現在もなお続いていることが理解できる。しかし、他方では、日本正教会の民族のおよび文化的特殊性、そしてその歴史的歩みに鑑みれば、この教団のはっきりとした自主性も認めざるを得ないものである。日本正教会のこの自主性を、ロシア正教会と在米メトロポリアのリーダーが「自治」のレベルに相当するものと定めたのは——日本正教会自体がこのプロセスにおいてむしろ受動的な立場におかれていたとしても——間違いないものであったのであろう。

[投稿受理日2013.12.21 / 掲載決定日2014.1.23]

注

- (1) 「ハリストス」は、現代ギリシア語及びスラヴの諸語でキリストを発音したものである。
- (2) 代表的な研究として、長縄光男「ニコライ後の正教会——セルギイ府主教小伝」長縄光男『ニコライ堂遺聞』成文社、2007年、320-385頁；主教セラフィム「聖ニコライとセルギイ府主教1～21」『正教時報』2008年6月号～2010年3月号を挙げることができる。
- (3) 例えば、日本正教会の全史を概観する著作として最も知られている牛丸康夫『日本正教史』（日本ハリストス正教会教団、1978年）における「世界大戦後の日本正教会」という章では、「米人主教時代」という節の次に「日本正教会の独立」という節が続き、著者はそこで関係修復の経緯については殆ど述べていない（156-157頁）。
- (4) 国内文献には正教会法について詳述したものはない。本論では、正教会法については、ロシアにおける正教会に関する研究のなかで最も基本的な文献であるЦыпин В. А. Церковное право. 2-е изд. М.: Изд-во МФТИ, 1996を参照した。
- (5) 「宗教団体法」により、宗教組織は法人として承認すべきであるとされ、そのためには教団規則及び教団長の候補に関する通告を文部省に提出し同省大臣の認可を受ける必要があった。承認を得るためには、キリスト教の諸組織は国民の「日本的キリスト教」の理想に従う覚悟を表明しなければならず、この時点からそれら諸組織の教団長が邦人に替わる傾向も顕著になる。そして日本正教会も、当然例外とはなりえなかった。当時の教団長セルギイ（チホミーロフ）府主教の引退に至る経緯に関しては、長縄光男「ニコライ後の正教会——セルギイ府主教小伝」長縄光男『ニコライ堂遺聞』成文社、2007年、320-385頁；主教セラフィム「聖ニコライとセルギイ府主教16～18」『正教時報』2009年10月号～12月号に詳しい。
- (6) ロシア革命後亡命したロシア人によって組織された在外ロシア正教会（「在外シノド」は、この教団の最高教権の名称）はヨーロッパ、新世界とアジアにおける大多数のロシア人の諸正教会を管轄し、モスクワ総主教庁に反対する有力な教団であった（両者が漸く和解したのは2007年である）。1920年代に設立された上記の満州主教管区は、在北京ロシア正教伝道団と共に在外ロシア正教会の「極東府主教管区」を構成していた。
- (7) たとえば、ГАРФ（ロシア連邦国立公文書館）、ф. 6991, оп. 1, д. 13, л. 198.
- (8) 同書, д. 23, л. 9.
- (9) 牛丸康夫『日本正教史』, 144-149頁。
- (10) ГАРФ, ф. 6991, оп. 1, д. 131, л. 234.
- (11) 『昭和二十二年一月正教会臨時公会議事録』日本正教会総務局編纂, 1947年, 18頁。
- (12) 同書, 21頁。
- (13) 1940年に日本正教会によって独断で決定されたモスクワ教権との絶縁も、ただ国粋主義的な政体によって誘発された結果のみならず、この教会内にもともとあった傾向を反映したのもであったと考えられる。
- (14) 母教会の最高教権の承認なしで、同教会の一部にいかなる程度でも独立を与えるのは教会法上違法行為と見なされているからである。

- (15) 「日本ハリストス正教会の独立（アフトノミヤ）に関する声明」『正教時報』第806号、1957年1月5日、7頁を事例に。
- (16) ソヴィエト政府のロシア正教会に対する戦後方針問題についての最近の徹底的な研究としては、Шкаровский М.В. Русская Православная Церковь при Сталине и Хрущеве (Государственно-церковные отношения в СССР в 1939–1964 гг.). М., 1999がある。
- (17) ГАРФ, ф. 6991, оп. 1, д. 23, л. 77.
- (18) モスクワ総主教庁が日本へ派遣した二人の主教、ボリス（ヴィック）とセルギイ（ラーリン）は、1946年12月にウラジオストクに到着したが、ビザを取得することができず、空しく帰ることになった。最高司令部の渡日ビザの拒否については、ГАРФ, ф. 6991, оп. 1, д. 23, л. 34-38で詳しい。
- (19) 『昭和二十一年日本正教会公会議事録』日本正教会総務局編纂、1946年、29頁。
- (20) ニコライ小野主教は1954年4月に日本正教会教団に復帰した（1956年11月に死去）。
- (21) ГАРФ, ф. 6991, оп. 6, д. 210, л. 29.
- (22) 1996年まで当教団長であった。
- (23) カナダ、メキシコ及び南アメリカに位置している正教集団は、通常アメリカ合衆国に中心をもつ何れかの正教教団の管轄に入っていた。
- (24) 新しい教会の中樞になる在米ギリシア大主教区は、それ以降もコンスタンティノーブル総主教庁との密接な関係を失うわけではなかったため。
- (25) Шмеман Александр, протопресвитер. Знаменательная буря: Несколько мыслей об автокефалии, церковном предании и экклезиологии // Альфа и Омега. М., 1996. № 2/03 (09/10). С. 141-164という彼の在米メトロポリアの完全独立権を弁明している典型的な論文を参照に。
- (26) のち（1977～2002年）に、この教団の先頭に立っていた人物。
- (27) Феодосий [Лазор], митрополит всей Америки и Канады. «С радостью и великой благодарностью вспоминаю я ныне покойного митрополита Никодима – человека, обладавшего динамизмом и видением, архитектора автокефалии Православной Церкви в Америке...» // Ювеналий, митрополит Крутицкий и Коломенский. Человек Церкви. Изд. 2-е. М.: Раритет, 1999.
- (28) Schmemmann Alexander, protopresbyter. Report on the preliminary negotiations concerning the establishment in America of the Autocephalous Church. October 1969. <http://schmemmann.org/byhim/report-preliminary.html>. 07.02.2007. その理由として同師が指摘しているのは、交渉を行っていた代表団には自らの全教団の名義からそれを可決する権利がなかった、ということだけである。
- (29) ГАРФ, ф. 6991, оп. 6, д. 279, л. 94.
- (30) Schmemmann Alexander, protopresbyter. Report on the preliminary negotiations...
- (31) その文書からのすべて引用は、「主教会議に提出される長司祭A. シュメーマン師のメモランダム」（アメリカ正教会の蔵書）による。
- (32) 『昭和四十四年通常・臨時公会議事録』日本ハリストス正教会宗務局編纂、1969年12月、151頁。
- (33) 同上。
- (34) 同書、150頁。2人目の候補者は、豊橋で英語の教師を務めながら教会で副輔祭（堂役）の職をしていたジョゼフ・シギリストという、当時28歳のあったウラジーミル主教の若い同国者であった（彼の叙聖はメトロポリアの主教会議によって一応可決されたが、本人が30歳になるまでに延期された）。
- (35) 同書、152頁。同時に日本正教会の首長である東京の主教は、ウラジーミル師であり続けることとされた。また、セラフィムの修道聖名を受けたシギリストは公会会議の一週間後司祭に上げられ、彼の主教としての叙聖が可能になるまでに宮城県中新田教会を管轄するために出張した。
- (36) 同書、149頁、156頁。
- (37) 同書、162-164頁。
- (38) 例えばアレクサンドル長司祭との面会に参加していた聖職者の一人、後の宗務局長ワシリイ武岡のそれ以後のコメントによれば、シュメーマンは、「アメリカも吾々（日本正教会）も両方共、ソ連が母教会であるから、独立の認可は必ず受けなければならないが、モスクワについてしまへとか、アメリカについてしまへとか、云うようなことは云はない。それはチャンスであるから、日本は独立した方がよいのではないか（後略）」というように論じていたのであった（同書、191-192頁）。
- (39) 一応、現在は日本正教会において「アフトケファリア」を「完全独立」、「アフトノミア」を「自治」

- と表記することが一般的であるが、当時の日本側の資料において、教会の自主性を表すには「自治独立」、「独立自治」などの表現もよく採用され、両者の相違をはっきりと認識することを寧ろ妨げるものであった。上記の「メモランダム」でも日本正教会に与えられるべく「アフトノミア」が「自治独立」と称されたが、この文書の冒頭では「アフトケファリア」となっていくアメリカ正教会が「独立自治教会」と呼ばれた。そして10月公会におけるウラジーミル主教の日本正教会の将来の地位に関する発言には、「独立」と共に「自治」という表現もあった。
- (40) 例えば、ミッションの機関紙『日本正教』の11月号に載せられた記事では、「聞く所によれば最近ニコライ堂一派は急ぎ独立教会とするべく画策しているとか」と述べられ、それについては、「アメリカのメトロポリア分教会は一種の自由主義に陥り東方正教会の聖規則を無視し形式と外見さえ具備すれば独立可能なりとして多くの無理と教会法違反を取って犯しているのである。これは教会の墮落であり自殺行為である。彼等は今にして反省し目ざめなければそれはキリストの教会ではなく一つの政治的結社となり終る（成り下がる）ものである」という批判が加わっていた（『日本正教会の独立』『日本正教』2巻10号, 1969年11月, 2頁）。
- (41) 真鍋歴山「米・ソ・日（二派）四者会談とその批判」『日本正教』2巻11号, 1969年12月, 5頁。ここで引用されているのは日本側によって作成された日本語の資料であるので、会談に参加していたモスクワとアメリカの代表者の発言は訳された形をとっている（つまり、訳されるなかで既にある種の「フィルター」を通されたものである）ことに注意しておきたい。シュメーマン師の言葉の中にある「独立自治」は、確かに「アフトノミア」（自治）に当る。
- (42) 同上。
- (43) 同書, 5-6頁。
- (44) 同上; 『昭和四十四年通常・臨時公会議事録』, 193頁。
- (45) 『昭和四十四年通常・臨時公会議事録』, 193, 196頁。
- (46) 真鍋歴山「米・ソ・日（二派）四者会談とその批判」, 6頁。
- (47) 『昭和四十四年通常・臨時公会議事録』, 193頁。
- (48) 同書, 205頁。
- (49) 同書, 198-199頁。
- (50) 同書, 194頁。
- (51) 『昭和四十四年通常・臨時公会議事録』, 200-201頁。
- (52) この時点から元メトロポリアは、完全独立「在米正教会」(Orthodox Church in America) と呼ばれるようになった。筆者は、今後「アメリカ正教会」という通称を採用する。
- (53) ГАРФ, ф. 6991, оп. 6, д. 354, л. 31.
- (54) アメリカ正教会の完全独立承認権をめぐるモスクワとコンスタンティノーブルの議論については、差し当たり Переписка иерархов в связи с Автокефалией Американской Православной Церкви // Журнал Московской Патриархии. 1970. № 9. С. 6-16を参照のこと。
- (55) 日本正教会は今日でもコンスタンティノーブル総主教庁、ギリシア地方正教会などの一部の世界中の完全独立正教会によって自治教会として認められていないが、そのことは、日本正教会がそもそも正教会として認められていないということの意味するわけではない。実際、例えば、コンスタンティノーブルなどに所属している主教らは来日する際に日本正教会の招待でニコライ堂で奉神礼儀を行なうことも例外的なものではないのである。

参考文献

一次的資料

ГАРФ (ロシア連邦国立公文書館), Фонд Совета по делам Русской Православной Церкви при СНК / СМ СССР (№ 6991) (ソビエト連邦内閣付属ロシア正教会関係協議会の蔵書)。

The Archives of the Orthodox Church in America (アメリカ正教会蔵書)。

『昭和二十一年日本正教会公会議事録』日本正教会総務局編纂, 1946年。

『昭和二十二年一月正教会臨時公会議事録』日本正教会総務局編纂, 1947年。

『昭和四十四年通常・臨時公会議事録』日本ハリストス正教会宗務局編纂, 1969年12月。

「日本ハリストス正教会の独立（アフトノミヤ）に関する声明」『正教時報』第806号, 1957年1月5日, 7頁。

真鍋歴山「日本正教会五十年史 ニコライ師の永眠

- 以降現代まで」『日本正教会報』1968年2月～12月、第1巻第2号～第11号。
- 「日本正教会の独立」『日本正教』2巻10号、1969年11月、2頁。
- 真鍋歴山「米・ソ・日（二派）四者会談とその批判」『日本正教』2巻11号、1969年12月、4-10頁。
- Schmemmann Alexander, protopresbyter. Report on the preliminary negotiations concerning the establishment in America of the Autocephalous Church. October 1969. <http://schmemmann.org/byhim/report-preliminary.html>. 07.02.2007.
- Переписка иерархов в связи с Автокефалией Американской Православной Церкви // Журнал Московской Патриархии. 1970. № 9. С. 6-16.
- Феодосий [Лазор], митрополит всей Америки и Канады. «С радостью и великой благодарностью вспоминаю я ныне покойного митрополита Никодима – человека, обладавшего динамизмом и видением, архитектора автокефалии Православной Церкви в Америке...» // Ювеналий, митрополит Крутицкий и Коломенский. Человек Церкви. Изд. 2-е. М.: Раритет, 1999.
- Шмеман Александр, протопресвитер. Знаменательная буря: Несколько мыслей об автокефалии, церковном предании и экклесиологии // Альфа и Омега. М., 1996. № 2/03 (09/10). С. 141-164.

研究文献

- 牛丸康夫『日本正教史』日本ハリストス正教会教団、1978年。
- 主教セラフィム「聖ニコライとセルギイ府主教1～21」『正教時報』2008年6月号～2010年3月号。
- 長縄光男『ニコライ堂遺聞』成文社、2007年。
- Stokoe M., Kishkovsky L. Orthodox Christians in North America: 1794-1994. Orthodox Christian Publications Center, 1995.
- Скурат К. Е. История Православных Поместных Церквей: В 2 т. М.: Русские огни, 1994. Т. 2;
- Русская Православная Церковь Заграницей. 1918-1968. Нью-Йорк: Изд-во Российской Духовной Миссии в Иерусалиме РПЦЗ, 1968. Т. 1.
- Цыпин В. А. Церковное право. 2-е изд. М.: Изд-во

МФТИ, 1996.

- Шкаровский М. В. Русская Православная Церковь при Сталине и Хрущеве (Государственно-церковные отношения в СССР в 1939-1964 гг.). М., 1999.